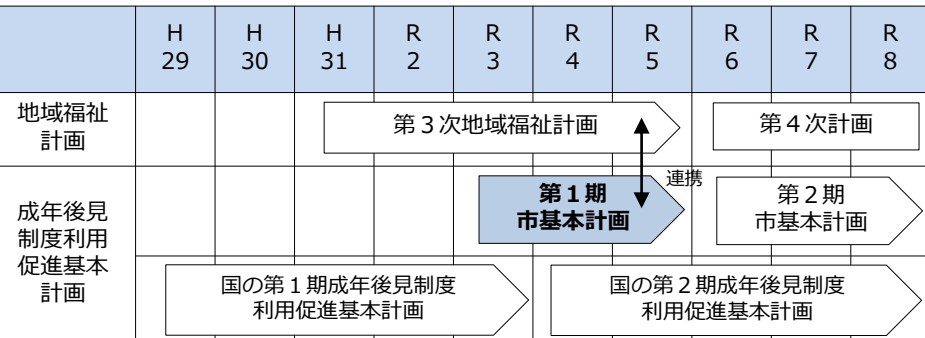


議事 1 第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画の令和4年度の取組の進捗状況について

開催趣旨 (計画P20 計画の進行管理)

第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画(以下「市基本計画」)の達成状況の点検・評価は、目標の達成状況等を北上市成年後見制度利用促進審議会に報告することにより実施することとしていることから、本審議会において、市基本計画の令和4年度の活動状況の報告、及び令和5年度における活動内容の協議をするものです。



1 市基本計画における目標値の達成状況 (確定値)

目標	成果指標	R1 (実績)	R3 (実績)	R4 (実績/目標)	R5 (目標)
1 広報推進	サービス事業所等の制度及び中核機関認知度 (単位: %)	38	56	59/60	70
2 相談充実	権利擁護の相談件数 *市と委託事業所の総件数 (単位: 件)	378	1,280	1,518/550	1,300
3 利用促進	成年後見制度の利用者数 (単位: 人)	83	97	103/110	135
4 後見人支援	後見人等受任後のフォローや支援を実施した対象者数 (単位: 実人)	4	13	7/20	25

成果指標の基礎数値

- 目標1: 令和4年度事業所向けアンケート Q31事業所利用者・職員への制度認知度
- 目標2: 令和5年1月末における相談受付件数の暫定値 $338+16+842+24=1,220$
(権利擁護支援センター・市包括支援係・委託先包括支援センター・相談支援事業所4カ所)
- 目標3: 令和3年12月31日現在の盛岡家庭裁判所における市町村別制度利用者数
- 目標4: 令和4年度中(令和5年1月31日現在)に権利擁護支援センターが後見人等支援としてケア会議を開催又は参加した者(被後見人等)の実人数

2 令和4年度の市基本計画の事業計画について

- (1) 広報推進
- ア: 市民向け講演会の開催(きぼうノート出前講座との連携)
 - イ: 地域包括支援センター地区単位での勉強会(SW部会と共同)
 - ウ: 障がい者団体向け勉強会(くらし支援部会親亡き後WGの動画作成と対応)
 - エ: 権利擁護(後見制度、虐待対応)支援者向け勉強会
→SW部会と相談支援事業所向けの勉強会を想定
 - オ: 虐待対応に関する支援者向け勉強会(SW部会と共同、ZOOM想定)
 - カ: 金融機関向けのミーティング(制度周知、主軸は支援者間の相互理解を目的)
 - キ: 医療従事者向け勉強会(北上市在宅医療介護連携支援センターと共同)

- (2) 相談機能の充実
- ア: 地域連携ネットワーク会議のあり方を再検討、相互理解の促進につながる形を改めて整理し、年2回の開催を目途に実施する。
 - イ: 北上市権利擁護支援センターでの継続した相談受付、虐待対応
 - ウ: 身寄りが無い人の権利擁護支援の検討
(新課題、北上市在宅医療介護連携支援センター等関係機関との議論を深化)

- (3) 成年後見制度利用の促進
- ア: 本人・親族の申立支援
 - イ: 受任者調整会議(申立候補者推薦、受任候補者の交代)
 - ウ: 移行支援検討会議(日自事業からの移行)
 - エ: 市民後見人の育成に向けた調査研究の着手(先進地事例の視察)

- (4) 後見人支援体制の構築
- ア: 親族後見人の相談受付
 - イ: 家庭裁判所との情報共有
(地域連携ネットワーク会議、審議会へのオブザーバー参加依頼)
 - ウ: 後見人等受任後のケア会議について継続して開催していく

2 令和4年度の市基本計画の具体的活動状況

目標1：広報の推進(重点)

(1) 出前講座等での市民向け勉強会・地域連携ネットワークへの勉強会

ア 支援者向けの出前講座・研修講師	5回
イ フォーラム	1回(秋田県社協)
ウ 市民向け講座	3回(うち2回まちの保健室事業)
エ 民生委員向け出前講座	1回

(2) 市民向け講演会の開催

北上市自立支援協議会暮らし支援部会と共催し、成年後見制度の市民向け講演会を開催(11月18日)。石川誠司司法書士からの成年後見制度に関する講演及びカシオペア権利擁護支援センターからの任意後見制度に関する演劇を行い、認知症等により判断能力が不十分になった場合や、障がいを持つ方が高齢化等により生じる「親亡き後」に向けた成年後見制度の活用について周知を行ったほか、障がい特性に合わせた環境で講演を視聴できるよう講演の様子(ZOOM配信)を録画し、活用できるようにした。

(3) 広報きたかみへ成年後見制度の特集記事を掲載(9月22日号)

田鎖健社会福祉士にご協力いただき、成年後見制度の理解促進を目的として、成年後見人等の職務内容についてインタビューを行い周知を行った。

(4) 権利擁護支援者向け勉強会

権利擁護支援を行う地域包括支援センター及び相談支援専門員に対して、各分野の理解及び権利擁護の支援のすり合わせを目的とし、ミーティングを開催。各分野における視点や困りごとを共有し、今後、事例検討等により連携の促進を行っていくこととした。

(5) 金融機関向けミーティング

市内の北上市高齢者安心見守りネットワークに参画いただいている金融機関を訪問し、北上市権利擁護支援センターの周知と、金融機関における判断能力が低下された方への対応及び課題について意見交換を行った。

金融機関において、判断能力の低下に関する判断と身寄りがない方への対応について困難さを抱えていることが分かった。窓口で支援が必要そうな方が来た場合、早めに市へ連絡をいただくこととし、身寄りがない方の対応等については地域連携ネットワーク会議等の場で協議していくこと、また金融機関とも連携を取っていくことを確認した。

(6) 医療従事者向け権利擁護研修会の開催

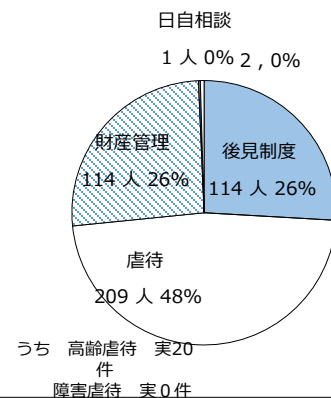
北上市在宅医療介護連携支援センターと共催し、市内の入院機能を有する医療機関の医療従事者を対象とし権利擁護に関する研修会を実施。イーハトーブ地域包括支援センターの鈴木智之認定社会福祉士を講師に招き、「身寄りがない方への支援」というテーマで、成年後見制度や支援の限界を踏まえた意思決定支援及び連携について講演いただいた。

目標2：相談機能の充実(重点)

(1) 北上市権利擁護支援センターの相談対応件数(令和5年3月末現在)

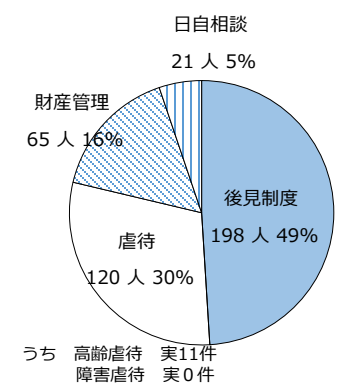
R4(3月末時点)

ア：権利擁護相談(延数N=413)

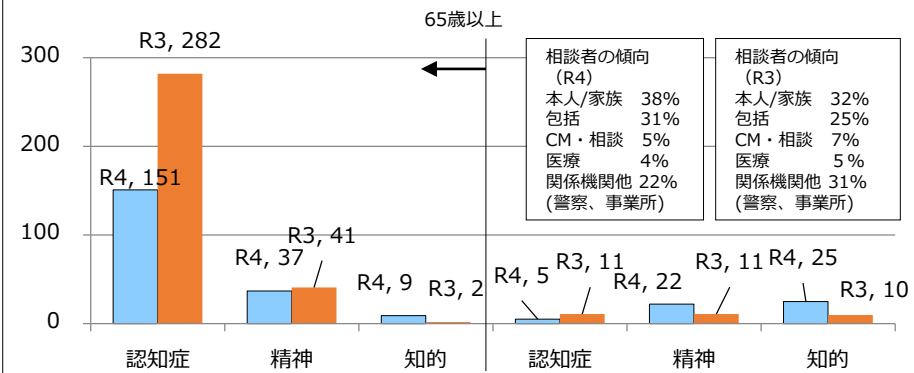


※参考 R3年度

ア：権利擁護相談(延数N=392)



イ：相談対象者の傾向(延数N=249：R4)



(2) 地域連携ネットワーク会議の開催

- ・第1回 令和4年9月28日 (17団体の参加)
- ・第2回 令和5年1月26日 (14団体の参加)
- ・地域連携ネットワーク会議のあり方、権利擁護支援の「連携」について協議を行った。

【ネットワーク会議で出された意見等】

- ・顔の見える関係性の構築のため開催回数を増やしてはどうか・・・
- ・事例検討を実施してはどうか・・・
- ・部会方式(ワーキンググループ)を立ち上げたらどうか・・・
- ・後見人支援会議を開催してはどうか

【令和5年度における地域連携ネットワーク会議の進め方について】

これまでの地域連携ネットワーク会議における協議に加え、事例検討を行う場を作り、顔の見える関係性の構築及びネットワークの強化を図る。来年度の検討テーマは「身寄りがない方の支援」とした。

2 令和4年度の市基本計画の具体的活動状況 つづき

目標3：成年後見制度利用の促進

(1) 本人・親族申立の支援

現時点では1件だが、支援者からの相談を受け本人申立につながった事例あり。また現在対応中のケースにおいて、親族申立の支援が必要になることが見込まれ、支援者と連携を図っている。

(2) 受任者調整会議の開催（受任候補者推薦、後見人等の交代）

受任者調整会議を6件開催し、チームとして職種等を検討した。

※現在、支援中のケースで2件、受任者調整会議の開催を検討している。

(3) 日常生活自立支援事業からの移行支援検討会議の開催

・昨年度、協議した案件が1件移行。相続が必要になり、包括、社協、中核機関で親族へ相談、調整を行い親族申立を実施。

今年度、2件の相談があり、今後検討予定。

(4) 市民後見人養成について研究

・8月に後見センターもりおかに視察。養成からフォローアップ体制までの流れ、市民後見人の活躍支援として、後見センターもりおかの法人後見の支援員として活躍している事例もあった。

・1月に町田市の中核機関（町田市社会福祉協議会へ委託：福祉サポートまちだ）への北上市議会の視察に長寿介護課長が同行し、市民後見人養成育成研修（1期2年）等について視察を行った。育成研修は1年目基礎研修、2年目実務者研修という構成になっている。実務者研修においては社会福祉協議会と雇用契約を結び、日常生活自立支援事業の支援員として活動することが必要となっている。

その他の取組として、権利擁護支援検討委員会（構成員：弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、ケアマネジャー、学識経験者、行政）を毎月開催しており、権利擁護に関わる支援方針の検討、成年後見制度の関わる検討、モニタリング・バックアップの検討を行い、支援者からの権利擁護相談の機会や、成年後見制度の市長申立の判断の機会を確保している。

(5) 成年後見制度利用支援事業の実施

令和4年4月から報酬助成対象者を拡大し、本人、親族申立案件に対しても申立費用及び報酬を助成することとした。

令和4年度（1/31現在）の実績は報酬助成について9名（内親族申立は2名）、申立費用について2名助成（ともに市長申立案件）している。

目標4：後見人支援体制の構築

(1) 親族後見人等への相談支援：随時、相談に対応

(2) 家庭裁判所との情報共有：ネットワーク会議、家事事件関係協議会での共有
案件に応じ随時、家庭裁判所から助言を受けている。

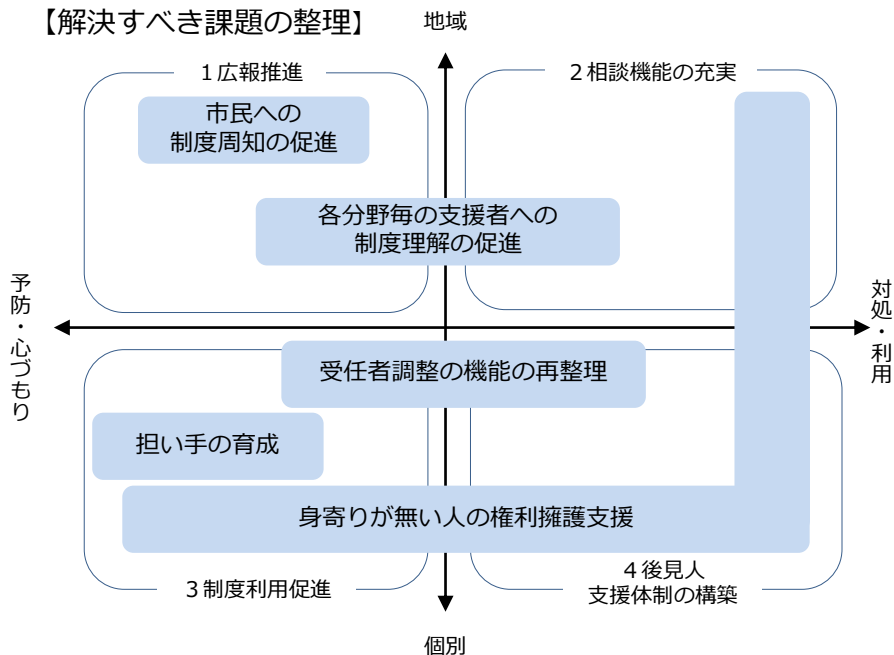
(3) 後見人等受任後のケア会議：成年後見人等が受任した際等にケア会議を開催（R4市長申立案件2件、親族申立案件1件、過年度において市長申立を行った案件1件）

その他：アンケート調査

事業所向けアンケート調査 299事業（提供サービス毎）うち、221事業所回答（73.9%）

- ・成年後見制度が知られていない理由について、「制度が難しく職員から利用者へ説明できない」53%と回答。次点は「制度を利用する方がいない」44%
- ・市民への周知、支援者への勉強会を求めると約60%が回答
- ・成年後見制度の将来利用の必要性について（複数回答）「親族関係が希薄」54% 「支援者の高齢化」54%、「支援できる親族がいない」46%と回答
- ・手続きの煩雑さ及び費用負担の困難さに関する意見が複数あった。

【解決すべき課題の整理】



<p>(1) 広報推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度（法定、任意）の周知が不足している。 →身近な支援者への周知、市民に対しての周知機会の確保。 ・成年後見制度利用支援事業の周知不足している。 	<p>(3) 成年後見制度利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受任候補者推薦、受任者の交代及び市民後見人養成後の推薦を見据えた受任調整会議の再検討。 ・担い手の養成についての検討。
<p>(2) 相談機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題である身寄りがない方への支援方法の検討が必要。 ・支援者間の連携の促進が必要。 	<p>(4) 後見人支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受任者が本人の支援者とスムーズな連携が取れるよう権利擁護支援チームの作成及び自立支援が必要。 ・家庭裁判所との情報共有及び連携

【令和5年度の活動内容】

<p>(1) 広報推進</p> <p>ア：市民向け講演会の開催（暮らし支援部会共催）</p> <p>イ：出前講座</p> <p>ウ：権利擁護（後見制度、虐待対応）支援者向け勉強会</p> <p>エ：成年後見利用支援事業の周知</p> <p>オ：ショッピングセンター等での市民向け勉強会の開催</p> <p>カ：行政モニター等での権利擁護支援センターの周知</p> <p>キ：医療従事者向け勉強会の開催</p>	<p>(3) 成年後見制度利用の促進</p> <p>ア：本人・親族の申立支援</p> <p>イ：受任者調整会議（受任候補者推薦、受任者の交代）</p> <p>ウ：移行支援検討会議（日自事業からの移行）</p> <p>エ：市2期計画からの市民後見人の養成に向けた検討</p> <p>オ：受任者調整会議のあり方の再検討</p>
<p>(2) 相談機能の充実</p> <p>ア：北上市権利擁護支援センターでの継続した相談受付、虐待対応</p> <p>イ：地域連携ネットワーク会議について、地域課題の検討（年2回）に加え、相互理解、連携強化を目的とし事例検討（年2回）を実施する。身寄りがない方への支援について協議していく。</p>	<p>(4) 後見人支援体制の構築</p> <p>ア：親族後見人の相談受付</p> <p>イ：家庭裁判所との情報共有 （地域連携ネットワーク会議、審議会へのオブザーバー参加依頼）</p> <p>ウ：後見人等受任後のケア会議や後見業務を行う上で生じた課題について、必要に応じて助言及びケア会議を継続して開催していく。</p>

第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画の策定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

* 審議会資料
議事3
市2期計画

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

**権利擁護支援の
地域連携ネットワーク**

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

第二期計画の方向性を踏まえた市町村による行政計画の策定

- 成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。
- 市町村は「包括的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取り組を進めることが重要。
- 地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取り組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

盛り込むことが望ましい内容

<目的>

地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

<目標>

権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

<具体的内容>

- 中核機関及び協議会の整備・運営の方針
- 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備の方針
- 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針
- 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度の推進の方針

策定方法

法定計画への盛り込み

地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法

単体計画での策定

単体の計画として策定する方法

- ★協議会などにおいて、計画に当事者の声を反映し、計画で定めた取組の進行管理を行うことも考えられる。
- ★家庭裁判所には、市町村計画等の方針を検討する協議の場に出席するなど積極的な協力が期待される。
- ★中核機関や専門職団体、当事者団体、関係行政機関、家庭裁判所などと、地域連携ネットワークづくりの目的を確認し、検討のプロセス等の中で相互理解を深めていくと、連携・協力体制が構築される。
- ★計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから早期に着手する必要がある。